

唐朝政權の形成と太宗の氏族政策

——金劉若虛撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりに——

堀 井 裕 之

【要約】 七世紀初頭に成立した唐朝初期の支配集団は、陳寅恪氏によると閩隴集團・山東貴族・南朝（江左）貴族の三系統の氏族で構成され、閩隴集團が他の勢力を抑圧・排除して政權中枢部を支配したとされる。従来の研究では支配集団の構成を元に唐朝の性格が論じられてきたが、唐朝が政權を形成するにあたり、士（支配階級）を輩出する氏族を確定した氏族政策については考察されてこなかった。本稿では、唐初の氏族政策である太宗の『貞觀氏族志』の編纂に注目して、その体例を新発見の金・劉若虛撰「裴氏相公家譜之碑」（大定十一年（一一七一）八月刻）所引の唐・裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりにして復元し、そのうで太宗の氏族政策の理念について考察を加えた。その結果、太宗が南北朝以来の反門閥主義の潮流を受けた賢才主義的理念に基づいて貴族制を改革し、各氏族を出自・系統を問わず唐朝の官品を基準にして家格を定め、閩隴集團のみに偏重しない新統一王朝に相応しい普遍的体制を構築しようとしたことが明らかとなった。

史林 九五卷四号 二〇一二年七月

はじめに

七世紀初頭に成立した唐朝初期の支配集団は、陳寅恪氏によると閩隴集團・山東貴族・南朝（江左）貴族の三系統の氏族で構成される。閩隴集團とは北魏末に北辺六鎮地帯より閩隴地域に流入した胡族と在地の胡漢両族が融合して生まれた一団を指し、彼らが中心となって西魏・北周・隋・唐諸王朝が建国された。山東貴族とは魏晉以来の伝統を持つ漢人門閥

で、その多くは北朝後期に山東地域に割拠した東魏・北齊に仕えた者の子孫である。南朝貴族は、南朝梁陳の遺臣の系譜を引く者たちをいう。

このように、唐朝は南北朝以来の多種多様な勢力を抱え込むこととなったが、どのようにして、それらの勢力をまとめて上げて政権を形成したのであろうか。陳氏は、閩隴集団が非閩隴系勢力を抑圧もしくは服属させて政権中枢を独占したと理解する。この所謂「閩隴集団説」をふまえ、布目潮風・汪錢・吉岡真・毛漢光の諸氏は、当該時期の政権中枢部を構成する官僚の出自や唐室と通婚した氏族の分析を行い、閩隴系が大半を占めている状況を具体的に明らかにした。以降、この陳説は定説となっている^③。

これまで先行研究では、支配集団の構成を手掛かりにして唐朝政権の形成とその性格について考察されてきた。しかしながら、その方法のみでは不十分であろう。そもそも、政権構成員各自の政治路線を出身によって規定したり、あるいは、その政治的影響力を一律に扱ったりしてよいものであろうか。唐初政権が閩中本位路線を歩んだという論拠を政権中枢に閩隴系官僚が多いことに求めたとしても、それはあくまで状況証拠の一つにすぎないのである^④。筆者は、唐初政権の性格を正しく把握するためには、支配集団の構成に留意しつつも、唐朝がどのような理念のもとに支配集団を形成しようとしたのかという点もふまえたうえで、論じるべきであると考ええる。

本稿で唐朝政権の形成と深く関わるものとして注目したいのが、氏族政策である。ここでの氏族政策とは、支配階級である士（貴族）と被支配階級たる庶を厳密に区別して士を輩出する氏族を認定したり、あるいはその序列を定めたりして、王朝権力のもとに氏族を編成しようとする政策のことをいう。まず、唐初の氏族政策として想起されるのが、二代皇帝、太宗による『貞観氏族志』の編纂である^⑤。その経緯については、『資治通鑑』卷一九五・貞観二十二年（六三八）正月の条にまとめられている^⑥。

吏部尚書高士廉・黃門侍郎韋挺・禮部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本『氏族志』を撰して成り、之を上る。是れより先、山東の人士

の崔・盧・李・鄭の諸族、好みて自ら地望を矜り、累葉陵夷すると雖も、苟くも他族とともに婚姻を爲さんと欲するに、必ず多く財帛を責む。或いは其の郷里を捨て妄りに名族を稱し、或いは兄弟、列を齊しくして更に妻の族を以て相い陵ぐ。上、之を惡み、士廉らに命じて偏く天下の譜牒を責め、諸れを史籍に質し、其の眞僞を考え、其の昭穆を辯じ、其の甲乙を第し、忠賢を褒進し、姦逆を貶退し、分ちて九等と爲さしむ。士廉ら黃門侍郎崔民幹を以て第一と爲す。上曰く「漢の高祖は蕭・曹・樊・灌とともに皆閭閻布衣より起こり、卿が輩、今に至りても推仰し、以て英賢と爲すは、豈に世祿に在らんや。高氏（北齊）は山東に偏據し、梁・陳は江南に僻在す、人物有りと雖も、蓋し何ぞ言うに足らんや。況んや其の子孫才行衰薄し、官爵陵替するをや。而れども猶お印然として門地を以て自ら負り、松檟を販鬻し、富貴に依託し、廉を棄て恥を忘る。世人何爲れぞ之を貴とするか知らず。今の三品以上、或いは德行を以てし、或いは勳勞を以てし、或いは文學を以てして、位を貴顯に致す。彼の衰世の舊門は、誠に何ぞ慕うに足らんや。而るに與に昏を爲すを求め、多く金帛を輸すると雖も、猶お彼の偃蹇する所と爲る。我其の解の何たるかを知らず。今訛謬を釐正し、名を捨て實を取らんと欲す。而して卿が曹猶お崔民幹を以て第一と爲すは、是れ我が官爵を輕んじ而して流俗の情に徇なり」と。乃ち更に刊定を命じ、専ら今朝の品秩を以て高下を爲さしむ。是に於いて皇族を以て首と爲し、外戚之に次ぎ、崔民幹を降して第三と爲す。凡そ二百九十三姓、千六百五十一家、天下に頒つ。

右によると、『貞觀氏族志』の編纂は山東貴族の買婚の問題から端を発する。当時、山東貴族たちは、世代を重ねるにつれて本貫地より離れて在地基盤を失い、高官を輩出することもなく没落する傾向にあつたが、高位高官たちをはじめ、彼らの門地・声望を慕つて婚姻を結ぼうとする者たちは少なくなかつた。しかも、婚姻を結ぶ際に山東貴族たちは高額の結納金を婚家より受け取り、かえつて自らの門閥としての權威が顕在であることを誇示した。このことを問題視した太宗は、山東貴族ら旧門閥の權威を否定するために、『貞觀氏族志』の編纂を命じて改めて門閥の序列を定めようとした。ところが、編纂を担当した高士廉らは太宗の意を汲まず、皇室を差し置いて山東貴族の崔民幹を第一等とする有り様であつた。これに激怒した太宗は、改めて唐朝の官品を基準にして家格を定めさせ、その結果、皇室が首位に据えられ、崔民幹

は第三等に降格されたのである。

この『貞観氏族志』の編纂をめぐる顛末について、宇都宮清吉・守屋美都雄・今堀誠二・池田温・吉岡真らの諸氏は、『貞観氏族志』を契機として、皇帝権力の元に門閥の家格を改変できるようになり、律令官僚制が貴族社会に徐々に浸透することとなったとして、太宗の政策を宋代集権官僚制につながる先駆性を有するものとして評価した。しかし、その一方で、守屋・吉岡両氏は、『貞観氏族志』では、「士」を輩出する氏族を認定して支配階層の身分を限定しようとする機能を負わされていたことから、唐朝では律令官僚制と併存して一種の貴族制が布かれていたことを指摘して、唐朝政権では門閥貴族制から律令官僚制へ移行していく過渡的な国家体制が採られたと論じる。

それとは別に、関隴集團説を提唱した陳寅恪氏は、この事件の背景に皇帝権力——律令官僚制と旧門閥——貴族制の対立・消長関係のみならず、北周系の関隴集團と北斉系の山東貴族による対立関係も指摘し、太宗の氏族政策は関中本位政策に基づいて山東貴族を抑圧するためのものであったとした（注①論文）。

これに対して、近年、筆者は崔民幹の家柄・経歴を手掛かりして彼が家格を降格された背景について考察することを通じて、太宗の氏族政策路線について論じた。太宗は単に旧門閥の代表たる山東貴族への対抗心からその権威を否定しただけでなく、南北朝の分裂的状況を克服した新統一王朝の担い手として能力主義的な士大夫像を提示した。そして、そのような士大夫こそが旧門閥に替わる名門となるに相応しいという理念に基づき、氏族の序列を定めようとしたことを指摘した。^②

以上の研究によって改めて太宗の氏族政策を総括すると、新王朝の国家体制として能力主義的な士大夫に支えられた一種の貴族制を布き、支配集団を担う氏族を認定し、彼らを皇帝権力のもとに秩序づけようとした政策であったといえよう。従って、『貞観氏族志』で示された氏族の序列は、太宗が形成しようとした支配集団の有り様を体現したものとみて差し支えない。ここにおいて、太宗の氏族政策が唐朝政権の形成とその性格を論じるにあたって、有効な視座となるのである。^③

それでは、『貞観氏族志』に示された氏族の序列はどのようなものであったのだろうか。それについては、先にふれた池田温氏がわずかに残された史料を手掛かりにして、復元を試みている。^①氏は、前掲『資治通鑑』に、

皇族を以て首と爲し、外戚之に次ぎ、崔民幹を降して第三と爲す。

とある記述を、皇室を第一等、外戚（独孤・竇・長孫三氏）を第二等、崔民幹を第三等と解釈した。そして、編纂当時、崔民幹は正四品上の黄門侍郎に在任していたことから、第二等が三品以上、第三等が正四品、第四・九等は五品以下の各氏族が相当すると推測したのである。

このように『貞観氏族志』で示された氏族の序列について判明することは、史料の限界もあり、ごくわずかである。そもそも、その編纂の体例についてもよくわかっていない。例えば、氏族に等級を付す際に、某郡某氏といった郡望ごとにあるいは郡望を細分した房ごとに定めたのかも判然としない。また、等級と官品の対応関係についても不明な点が多い。そうしたなか、筆者は太宗の氏族政策の考察を進めていく過程において、その不足を補う可能性を有するひとつの史料に直面した。これが、金代の碑刻である「裴氏相公家譜之碑」に刻まれた唐・裴滔撰『裴氏家譜』である。本稿では、『裴氏家譜』を手掛かりに、『貞観氏族志』における体例を復元して太宗の氏族政策を再検討し、唐朝政權の形成とその性格の一端を論じたい。

① 陳寅恪『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」（商務印書館、一九四四年）、同「記唐代之李武韋楊婚姻集團」（初出 一九五四年、同氏著『金明館叢稿』初編、生活・読書・新知三聯書店、二〇〇一年）。

② 布目潮風「唐朝創業期における三省六部の人的構成」、同「唐朝初期の唐室婚姻集團——公主の婚家先を中心として——」（ともに同氏著『隋唐史研究』東洋史出版会、一九六八年に収録）、汪錢「唐太宗樹立新門閥的意圖」（初出 一九七九年、唐長孺主編『汪錢隋唐史論稿』

中國社会科学出版社、一九八一年）、吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」（『史学研究』一五三、一九八一年）「隋・唐前期における支配階層」（『史学研究』一五五、一九八二年）、同氏「北朝・隋唐の支配層の推移」（『岩波講座世界歴史九 中華の分裂と再生』岩波書店、一九九九年）、毛漢光「閩隴集團婚姻圈之研究——以王室婚姻關係為中心——」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』六一——一、一九九〇年）。なお、唐初期の支配層の性格と『貞観氏族志』の編纂の問題の通説的理解については、愛宕元「唐代前半期の政治」

(松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史大系 中国史二 三国・唐』山川出版社、一九九六年)を参照。

③ 近年の代表的概説書である前掲『世界歴史大系 中国史二 三国・唐』、氣賀澤保規『中国の歴史〇六 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』(講談社、二〇〇五年)は、関隴集團説に依拠して政治史を叙述する。

④ 小島浩之「日本における唐代官僚制研究——官僚構造と昇進システム (System) を中心として」、『中国史学』二〇、二〇一〇年。

⑤ 「氏族政策」の具体的事例として、『貞観氏族志』の他に、唐朝の高宗「姓氏録」・玄宗「大唐氏族系録」、北魏孝文帝の氏族詳定、梁武帝の「百家譜(十八州譜)」の編纂などが挙げられる。なお、魏晉南北朝から隋唐時代にかけて、士庶の区別については、仁井田陞「中国法制史研究 奴婢・農奴法・家族村落法」第二部第九章「六朝および唐初の身分的内婚制」第一〇章「敦煌発見の天下姓望氏族譜——唐代的身分的内婚制をめぐって——」(東京大学出版会、一九六二年)、中村圭爾「士庶区別小論」(初出一九七九年、同著『六朝貴族制研究』風間書房、一九八七年)を参照。

⑥ 「貞観氏族志」の編纂経緯については、『貞観政要』巻七・論礼楽「旧唐書」巻六五・高士廉伝、『新唐書』巻九五・高俊伝、『資治通鑑』巻一九五・貞観一二(六三八)年正月の条に記事が見える。各史料ともに内容はほぼ同じであるが、細部ではそれぞれに独自の記述を含んでいる。本文では「貞観政要」、新旧「唐書」の記事が反映されている。「資治通鑑」を引用した。なお「資治通鑑」自体にも崔民幹の官職や「貞観氏族志」の氏族の序列に関して独自の記述がみられる。

⑦ 宇都宮清吉「唐代貴人についての一考察」(初出一九三四年、同氏著『中国古代中世史研究』創文社、一九七七年)、今堀誠二「唐代士族の性格」(初出一九三九—一九四〇年、同著『中国史の位相』勁草書房、一九九五年)、守屋美都雄「六朝門閥の一研究——太原王氏系

譜考——」第七章「山東士族の命運」(日本出版協同株式会社、一九五一年)、池田温「唐朝氏族志の一考察——いわゆる敦煌名族志残卷をめぐって——」(北海道大学文学部紀要)二三巻二号、一九六五年)、前掲吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」、『隋・唐前期における支配階層』を参照。

⑧ 「貞観氏族志」における士庶の区別については、『旧唐書』巻一八九下・柳沖伝に「初め、貞観中、太宗學者に命じて『氏族志』百卷を撰し、以て士庶を甄別せしむ。」とあるのを参照。

⑨ 拙稿「崔民幹の事跡と『貞観氏族志』——崔幹(崔民幹)墓誌」を手掛かりに——(『東アジア石刻研究』三号、二〇一一年)。本文で触れた先行研究とは独自の立場で「貞観氏族志」の問題を扱ったものに、山下将司「唐初における『貞観氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』一一一巻二号、二〇〇二年)がある。山下氏は関隴集團の中核とされる西魏の八柱國の家を門閥とする門閥観は、太宗が唐室の權威づけのために『周書』と『貞観氏族志』の編纂を通して創出したものとする。そのうえで、氏は関隴集團が唐初になおも集團性を維持していたかどうか、疑義を提出する。

⑩ 唐朝政権を理解するうえで貴族制が有効な視座となり得るとした先駆的な研究に、内藤湖南「概括的唐宋時代観」(初出一九二三年、『内藤湖南全集』第八巻、筑摩書房、一九六九年)、同「支那中古の文化」第十講「貴族中心時代」(初出一九二八年、『内藤湖南全集』第一〇巻、筑摩書房、一九六九年)がある。

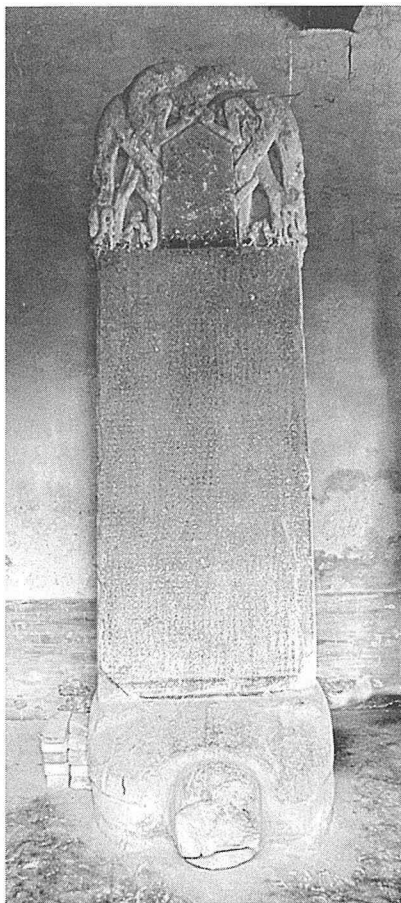
⑪ 前掲池田温「唐朝氏族志の一考察——いわゆる敦煌名族志残卷をめぐって——」。

⑫ 本稿では便宜的に「体例」という語を、『貞観氏族志』の編纂方針、より具体的に言えば、氏族の家格を定める際の様々な基準・規定を指して用いる。

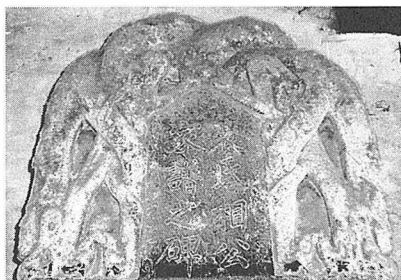
第一章 「裴氏相公家譜之碑」 所引の『裴氏家譜』について

唐・裴洎撰『裴氏家譜』は魏晉から隋唐時代にかけて活躍した門閥河東裴氏の家譜である。周微松氏によると、本家譜は現存する河東裴氏最古の家譜で、裴氏研究に資するだけでなく、『貞観氏族志』に登載された裴氏五名の系譜と等級が記されていることから、『貞観氏族志』の内容を知る上でも、貴重な史料的价值を有することを指摘する。本家譜は唐より約二〇〇年後、金・大定十一年（一一七二）八月に立てられた「裴氏相公家譜之碑」に刻されたものであるため、これまで魏晉南北朝～隋唐代を領域とする研究者にほとんど知られることがなかった。周氏の論考によって本碑の存在を知った筆者は、二〇〇九年九月三日に本碑を所蔵する山西省聞喜県裴柏村の裴晉公祠を訪ね実地調査を行った。

さて、本碑の形状は一般的な螭首と亀趺を有する碑で（写真①）、その碑高は二六九cm、幅八四cm、厚さ二八cmである。



写真① 「裴氏相公家譜之碑」



写真② 「裴氏相公家譜之碑・碑額」

碑額は同じ形式のものが碑陽・碑陰両面にあり、一行四字で二行にわたり、「裴氏相公家譜之碑」と楷書で刻される（写真②）。なお、本稿における碑の名称は碑額に従った。

碑文は全三一行、内容から分けて大きく二つの部分より構成される。一〇六行目の劉若虚撰「聞喜裴氏家譜序」と碑陽七行目以降に刻される唐・裴滔撰「裴氏家譜」である。碑陽の家譜本文は途中で終わっており、文章は碑陰にまで及んでいるが、筆者が実見したところ碑陰にうつすらと家譜本文を確認できるものも、磨滅が激しく判読は困難であった。

まず、「裴氏相公家譜之碑」を用いて『貞觀氏族志』における氏族の序列を復元する前に、周氏の論考と筆者の見聞をふまえて、本碑の全文を提示しておく。その上で、本碑と『裴氏家譜』の概要を述べたい。

「裴氏相公家譜之碑」録文

〔著録〕

- ・『山右石刻叢編』卷二〇「裴氏族譜石刻」。碑陽一〇六行目の劉若虚撰「聞喜裴氏家譜序」のみを録文。
- ・北京図書館金石組編『北京図書館藏中国歴代石刻拓本彙編』〇四六金（中州古籍出版社、一九九〇年）。碑陽の拓本写真を収録。ただし、写真は不鮮明で録文に適さない。

・裴王旗編『裴氏碑誌集』（東方文化藝術出版社、二〇〇四年）。全文を録するが簡体字で表記。

〔凡例〕

- ・行頭に掲げた漢数字は碑文の行数を示す。
- ・録文作成にあたって、なるべく碑文に忠実に字を起こしたが、一部異体字を通字に改めたところもある。
- ・碑文に空格がある箇所はそのまま空格とした。
- ・衍字は、ママとルビを振った。

- ・ 仮借字・誤字がある場合は、（ ）を付して正しい字を注記した。
- ・ 脱文・脱字が想定される部分については、〔 〕を付して注記した。
- ・ 長文の注が必要な箇所には、番号を付して「備注」の項に掲げた。

一 聞喜裴氏家譜序

邑人靳願書並題額

石匠楊下刻

二 嘗謂木之植也、根深則枝茂、水之疏也、源浚則流長。物理如是、在人奚獨不然。河東聞喜裴氏、先廼伯翳之後。□秦封姓為裴。自後宗□□□昌大、迄于近代、其間豪傑俊□□□

三 卿賢相、磨肩接踵、輝耀前史、茂鬱如林、世不乏人。非祖宗積善累德、且深且厚、曷能若此、而慶流綿遠乎。昔春秋時、王侯卿大夫、舊有『世譜』、先儒所載者甚博。今裴氏家藏族譜、

四 則而象之。始自一宗、次分三眷、詳列支派千載間。搢紳聲跡、可謂簡而易究、炳而易知也。裴栢、廼裴氏祖莊、自來耆舊傳祖先家譜、珍藏寶秘、未易示人。奈何先因兵火、繼緣寇

五 盜、常慮遺墜。一日、遠孫裴再興、與衆議曰「祖塋畔、舊有碑一座、並無一字鐫刻。次後遷移村下、立在道佐、積有年矣。好事者、過之觀其闕文、莫不再三嗟惜焉。今欲將家譜、模勒

六 是碑、非徒為遠近榮觀、又且為不朽之計。願不聽欺。」族人聞者、悉皆悅從。迺相與鳩工聚費、再加磨礱、用記於後云。大定十一年八月晦日、里人彭城劉若虛序。

七 『裴氏家譜』

將仕郎・試祕書省校書郎・知聞喜縣令裴滔撰

八 其先與秦同祖、佐舜帝封伯翳。又賜姓嬴、累世有功。佐殷伐桀、佐周伐紂。至始皇、非衣之後、封裴遂以為姓。自漢有水衡都尉蓋、五世至後漢燉煌太守遵。□遵始自雲中居河東安邑。遵之曾

九 孫遼東將軍暉、暉又遷居於聞喜。暉生侍中羲。羲生潛。潛生秀。秀生頤。三世皆知名、子孫並不絕。潛弟輯子孫、仕燕在東、因号東眷。輯弟微子孫、仕涼在西、因号西眷。微子楷・秉・綽、潛子秀、秀孫

一〇 頤、邈、輯子傑、楷子瓚、綽子遐等八人，稱為八裴。封為八王，比堯時八元八凱。於大國天下，可謂高門。自秦漢魏晉宋齊梁陳魏周隋唐歷一十二朝國代，開皆標於史記。裴居道東眷、承輯子司

一一 隸昶。昶八世孫周時開封府儀同三司寬字長〔寬〕^(六)、周有傳〔周書〕卷三四。寬弟漢，即居道曾孫〔祖〕^(二)、〔貞觀氏族志〕第二等。著姓稱長、寬時家為昌門。宰輔一人 入三省九人 三品八人 皇后一人 駙馬五人

一二 金紫光祿大夫·中書令·內史·納言·翼國公、女為孝敬皇后、裴居道、父熙載、兵部侍郎。子望、麟臺郎。融、將軍。叔熙勣、禮部郎中·邢州刺史·翼國公。堂叔翟曇、舒州刺史。子大方、吏部員外。熙勣孫

一三 恂、京掾。曇孫憚、有著述。憚子孝禮、京掾。大方子居士、銀青光祿大夫·太子少詹事·殿中監三品。居士子虛己、光祿卿·駙馬三品。弟虛舟、襄陵三水尉·左金悟將軍。玲、太僕卿·駙馬三品。居士孫

一四 徵、秘書丞。居道堂叔義符、河州刺史。之隱、司農少卿、始州刺史三品。之隱姪希仁、都官郎中·濟州刺史。希莊、洛陽令·陳州刺史。稚珪、戶部郎中。希莊子抗、京掾。搗、虞部郎中·寧州刺史。搗、職方郎

一五 中·太子中允。希莊子思慎、職方郎中。姪翼、鴻臚卿·駙馬三品。子朝丞〔承〕、使贈寧州刺史。臨、秘書郎。鼎、越州都督。翼子齊參、贊善大夫。齊閔、國子司業。齊游、祕書少監。齊丘、祕書監·駙馬都尉。齊嬰、陳王長史

一六 齊閔子穎、衛尉卿·駙馬三品。鼎子友悌、太子中允·柳州刺史。鼎姪翼、御史大夫。裴懷節、東眷、後秦并州刺史沖、懷節六世祖。懷節居道五從叔、〔貞觀氏族志〕第四等 宰輔一人 入省七人

一七 三品三人 懷節、工部侍郎·洛州刺史。弟懷儉、御史大夫。子皓、吏部侍郎·太僕卿。昭、度支郎中·太僕少卿。皎、太廟令。皓子真、殿中丞·亳州刺史。昭子確、太子少詹·殿中監·平陽公三品。綱、屯田郎

一八 中·蔡州刺史、三世入省。皎子之慶、綏州刺史。昭孫歡、赤尉。相、京掾。確子兢、大理司直。悟、漁陽太守。忸、鄆州刺史。節堂弟懷嬰、忠州刺史。懷感、澧州刺史。感子泰、京掾。孫紀、京掾。紀子免〔免〕。

一九 金紫光祿大夫·中書侍郎·平章事·左僕射裴寬。昇、吏部郎中·太僕卿。〔懷嬰·懷感〕堂弟明禮、兵部郎中·太常卿。禮子匪躬、少監。裴知禮、中眷、丞〔承〕微長子督黎、曾孫嗣、西涼武都太守。本稱西眷。嗣弟裔子孫

- 二〇 又号。爵次子雙虎之孫延偶、堂姪文舉之再從姪孫仁基、兼有傳〔北史〕卷三八。知禮居道十二從兄弟。〔貞觀氏族〕、知禮父神安、入志第四等。 宰輔一人 入省七人 三品六人 知禮、同州刺史。三從弟大
- 二一 感、石州刺史。感子允初、禮部郎中。賓客。允子慶之、司儀。則之京掾、感孫藏、晉州刺史。知禮五從弟、 金紫光祿大夫・禮部尚書・贈太尉・開喜縣開國公裴行儉。長子在碑〔三〕上見出裴真隱。次子金
- 二二 紫光祿大夫・行侍中兼吏部尚書・弘文館學士・平章事・贈太師・正平忠獻公裴光庭。儉孫參玄、涇鄆二州刺史。義玄、京掾。悟玄、赤丞。參玄子慎、祠部郎中。子儼、皇任御史中丞・明州刺史。姪倚弘、殿
- 二三 中侍御史。儉堂姪嘉、朗州刺史。儉再從弟思諒、將作大匠、諒姪休貞、大將軍。裴世矩西眷、與知禮同丞〔承〕秘書監黎、黎孫誅、誅子劼、劼子和、和子鍾、鍾子景、景子惠、惠、讓之七世、 五舉秀
- 二四 才、二察孝廉。再從弟瑾、同告河西、歸河東解縣。〔佗〕與子讓〔之〕、並有傳〔北史〕卷三八。讓之即淨淪祖、讓之弟〔訥之〕亦有附傳〔北史〕卷三八、即世矩父。世矩即知禮九從祖、〔貞觀氏族志〕第三等。 宰輔二人 入省五人 王妃一人
- 二五 金紫光祿大夫・侍中・義興郡公、撰〔西圖〕〔平陳記〕〔大唐書儀〕、修國史、隋有傳〔隋書〕卷六七、裴世矩、子宣機、禮部侍郎、三品。孫延慶、青州刺史・開喜公三品。姪淨淪、太子舍人。淪孫子儀、駕部郎中・瀛州刺史。傑死
- 二六 王事、贈沂州刺史。傑再從姪式微、大理司直。矩再從姪普昌、河州刺史。 金紫光祿大夫・中書令・左僕射・魏國公・女爲王妃・裴寂子法師、幽都〔幽州都督〕・左金吾將軍・開喜公三品。律〔師〕、汴州刺史・駙馬・
- 二七 河東公三品。律〔師〕子丞〔承〕光、殿中監・鄒國公三品。弟丞〔承〕祿、太尉・河東公三品。寂姪孫煥、戶部郎中。煥姪恂、赤丞。裴世清中眷、與知禮同丞〔承〕爵。少子三虎、後魏義陽太守、即世清五世祖。三世孫仲規、
- 二八 仲子伯茂、後魏並有傳〔魏書〕卷六九。世清、即知禮五從叔、〔貞觀氏族〕入志第四等。 宰輔一人 入省七人 三品二人 世清、駕部郎中・江州刺史。子嘉陵、侍御史。姪孫思訓、膳部郎中・巴州刺史。訓子修
- 二九 然沙門、有文章、修三教。訓孫周南、監察御史。召南・士南、修國子、並有詞才。清再從孫景叔、青州刺史。世清四從姪方產、工部郎中。姪〔脫文？〕〔四〕金紫光祿大夫・刑部尚書・平章事・晉國公三品裴談子〔元〕

三〇 明、新定太守。原、京掾。談姪亭、庫部郎中・陳州刺史。恒、拾遺。子〔旻〕^{（五）}、左金吾將軍、武藝絕倫。晟、和州刺史。晞、

昭方監。晞再從姪弘猷、刑部郎中・潁州刺史。猷子邦基、大理正晞三從姪萬頃、左丞相□□□

三一 冀州刺史。頃再從姪、克己、京掾。克諧、都官郎中。裴敬彝中眷、與知禮・世清同丞（承）^{（承）}。翁之三子、敬^{（承）}丞（承）長子

萬虎。知禮丞（承）^{（承）}。世清丞（承）^{（承）}。來始^{（承）}爲三房。萬虎有良傳（魏書）卷六九。即□□□

〔備注〕

（一） 裴寬の官である「開封府儀同三司」は「開府儀同三司」の誤り。また、彼の字は長寛といった（周書）卷三四。

（二） 裴漢は北周の人なので、唐初の裴居道の曾孫というのはあり得ない。『新唐書』卷七一上・裴氏・東眷裴によると、居道は漢の曾孫である。本碑は「曾祖」を「曾孫」と誤記したのであろう。

（三） 碑とは張說撰「裴行儉碑」（『張燕公集』卷一八、『全唐文』卷二二八）のこと。碑文中には裴行儉の長子として「真（貞）隱」の名を見出すことができる。

（四） 該当部分を文章に沿って解釈するならば、裴談は裴方産の姪となるが、裴談は『新唐書』卷七一上・宰相世系表・裴氏によると、洗馬裴の系統である。後掲「河東裴氏系図」で示したように洗馬裴は西眷から分かれた家系で、中眷の方産の姪とするのは、実際の系譜と合わない。従って、該当部分には脱文が存在した可能性が高い。原碑該当部分には、「姪」の字の後に不自然な空格があり、脱文の存在を窺わせる。

（五） 『新唐書』卷七一上・裴氏・洗馬裴に晟の兄として「旻、左金吾大將軍」とあるのによって補う。なお、世系表では恒の子ではなく談の孫「光裔」の子とする。

さて、碑陽前半部分の「聞喜裴氏家譜序」には、『裴氏家譜』の由来と本碑が建てられた経緯について記されている（碑四〇六行目）。

裴栢は、廼ち裴氏の祖莊なり。自來（それ以来）、耆舊、祖先の家譜を傳え、珍藏寶秘して、未だ易しくは人に示さず。奈何せん、先に兵火に因り、繼いで寇盜に緣りて、常に遺墜を慮る。一日、遠孫の裴再興、衆と議して曰く「祖塋の畔、舊と碑一座有るも、並びに一字の鐫刻する無し。次いで後に村下に遷移し、立てて道佐に在り、積むこと有年なり。好事の者、之を過ぎりて其の闕文を觀て、再三嗟惜せざるは莫し。今家譜を將て、是の碑に模勒にせんと欲するは、徒だに遠近の榮觀と爲すのみには非ず、又た且に不朽

の計をと為さんとするなり。願に躰からざらんや」と。族人の聞く者、悉く皆悦び従う。酒ち相ともに工を鳩め費を聚め、再び磨磐を加えて、用て後に記すと云う。 大定十一年八月晦日、里人彭城の劉若虚序す。

『裴氏家譜』は河東裴氏発祥の地である裴栢村において、裴家の古老により代々家室として秘蔵されてきた。しかしながら、兵火や盗賊の被害に遭い家譜が散逸してしまうとも限らない。そこで、遠孫の裴再興は族人を結集して、裴氏代々の族葬墓に立つ無字碑を村まで運び出して、碑に家譜を写して刻み永遠に後世へ伝えようとした。これが本碑建立の経緯である。

立碑の発起人である裴再興と撰者劉若虚については、本碑に残された事跡以外はほとんど不明であるが、『光緒聞喜県志輯』卷二・人物・金・劉若虚の条に、わずかながら記録が残されている。

劉若虚、文詞は典雅（典雅で明らか）、同里の潞州知事裴再興と善し。再興、其の家乗（家の記録）を發し、「職方氏」（『周礼』夏官・職方氏）と互いに參じ考訂し、作りて『裴氏世譜』と為す。若虚、之が序を為り、甚だ文筆有りと云う。

これによると、裴再興は金朝の潞州知事で、彼と劉若虚は同郷の友人同士であった。さらにこの記事からは、裴再興が先祖伝来の『裴氏家譜』を碑に刻んだだけでなく、それを元に『裴氏世譜』なる家譜を作成したことが明らかになる。その序文の撰者もまた碑文と同じく劉若虚であった。そこからは、『裴氏世譜』の編纂と立碑事業の时期的な前後関係は不明ではあるが、両事業は密接な関係にあったことがうかがえる。裴再興は自己のルーツや系譜に強い関心があり、それが立碑事業や家譜編纂の動機のひとつとなったのであろう。

次に『裴氏家譜』の概要について述べたい。まず、撰者裴滔についてであるが、碑文七行目にあるように、彼は「將仕郎・試祕書省校書郎・知聞喜縣令」という官銜を有していた。『新唐書』卷七一上・宰相世系表・東眷裴氏には「滔、聞喜縣令」という人物が見える。すでに周徽松氏が述べられるように、官職の一致から両者を同一人物と見て間違いなからう。これにより裴滔は河東裴氏の中でも東眷の系譜に属することが明らかとなるのである。

次に本家譜の構成に則して内容と特色を述べておく。まず、本家譜の冒頭部分（碑文八〇九行目）では、

其の先は秦と同祖、舜帝を佐け伯翳に封ぜらる。又た姓嬴を賜り、累世功有り。殷を佐けて桀を伐ち、周を佐けて紂を伐つ。始皇に至り、非衣の後、封ぜられて裴と為り、遂に以て姓と為す。漢自り水衡都尉蓋有り、五世して後漢の熒煌太守遵に至る。□遵始めて雲中自り河東安邑に居る。遵の曾孫遼東將軍曄、曄又た聞喜に遷居す。曄は侍中義を生む。義は潜を生む。潜は秀を生む。秀は頤を生む。三世皆知名にして、子孫並びに絶えず。潜の弟輯の子孫、燕に仕えて東に在り、因りて東眷と号す。輯の弟徽の子孫、涼に仕えて西に在り、因りて西眷と号す。

とあり、最初に裴姓の由来から説き起こし、河東裴氏の始祖である前漢の水衡都尉裴蓋より東眷・西眷の二大系統に分派するまでの歴史を概観する。

続いて、家譜では裴氏各系統の系譜を叙述する。それにあたつて、各系統の冒頭に代表人物を掲げて、その人物を起点にして系譜・官爵を述べていくという体裁をとっている。本稿で考察する『貞觀氏族志』に登載された裴氏五名の等級は、まさしくこのくだりに記されるのである。該当部分を箇条書きで抜き書きすると次のようになる。

・裴居道東眷、輯の子司隸昶を承く。昶の八世孫周の時の開封府儀同三司寛字は長、周、傳有り。寛の弟漢、即ち居道の曾孫（祖）、『貞觀氏族志』第二等なり。……宰輔一人、入三省九人、三品八人、皇后一人、駙馬五人（碑文一〇一―一一行目）。

・裴懷節東眷、……懷節は居道の五從叔、『貞觀氏族志』第四等なり。宰輔一人、入省七人、三品三人（碑文一六―一七行目）。

・裴知禮中眷、……知禮は居道十二從兄弟なり。『貞觀氏族』、知禮の父神安は、志の第四等に入る。宰輔一人、入省七人、三品六人（碑文一九―二〇行目）。

・裴世矩西眷、……世矩は即ち知禮の九從祖、『貞觀氏族志』第三等なり。宰輔二人、入省五人、王妃一人（碑文二三―二四行目）。

・裴世清中眷、……世清、は即ち知禮の五從叔、『貞觀氏族』、志の第四等に入る。宰輔一人、入省七人、三品二人。（碑文二七―二八行目）。

・裴敬彝中眷、知禮・世清と同じく爵を承（承）く。……（後欠）（碑文三二行目）。

引用部分からは、本家譜が東眷裴居道を起点にして、居道の五從叔である東眷裴懷節系、居道の十二從兄弟である中眷裴知礼系、知礼の九從祖である西眷裴世矩系、知礼の五從叔である中眷裴世清系、裴世清と同じく裴翁の後裔である中眷裴敬彝系の順に裴氏の系譜を述べていることが読み取れる。これら裴氏各系統の系譜關係を系圖化すると「河東裴氏系圖」のように整理される。^④ 撰者裴滔が裴居道を起点にして系譜の近い順に叙述していくのは、裴居道が高宗・則天武后期に宰相となり、裴滔直系の先祖である裴漢の子孫の中で最も栄進したためと思われる。^⑤

本家譜では、各系統ともに隋以前の系譜については簡略に述べるにすぎないが、これに対して唐代以降については裴氏各人の系譜だけでなく官爵を記す。さらに系統毎に『貞觀氏族志』の登載者と等級、輩出した宰相・三省の属官・三品官・皇后・駙馬・王妃の人数まで列挙する。ここからは、裴滔が家譜を撰するにあたり唐代以降の裴氏を詳述するところに力点を置いたこと、そして、列挙した項目こそが門閥裴氏の權威を示す上で重要な根拠となったことが読み取れる。本家譜において、唐代の官撰氏族志の中でも玄宗の『大唐氏族系録』や高宗の『姓氏録』ではなく最も古い『貞觀氏族志』の等級を記すのは、裴氏が唐王朝の初期にはすでに名門視されていた古い家柄であることを誇示すると同時に、その家格が国家により公認されたものであることを喧伝するためであらう。

- ① 「裴氏相公家譜之碑」・『裴氏家譜』の概要については、周敏松「河東裴氏譜牒知見録」（初出一九九二年、同氏著『家族史研究及其他』山西人民出版社、二〇〇九年）、同氏著『魏晉南北朝隋唐的河東裴氏』（山西教育出版社、二〇〇〇年）を参照。

- ② 裴晋公祠（省級文物保護單位）については、国家文物局主編『中国文物地圖集 山西分冊』（中国地圖出版社、二〇〇六年）下、一一二六頁を参照。裴晋公とは唐憲宗・穆宗の宰相で晋国公の裴度のこと（『旧唐書』卷一七〇、『新唐書』卷一七三）。

- ③ 「光緒間嘉興志譜」によると、裴再興は「裴氏世譜」を編纂した際に「職方氏」を参照したという。「職方氏」とは「周礼」夏官・職方氏のことだが、これは上古の地理について書かれた部分であり、家譜の参考資料とするには適さない。そこで家譜の書名に注目すると、『世譜』に因んでつけられたことが見て取れる。「世譜」とは『世本』の異称で、春秋時代の諸侯の系譜を記したものである。こちらの方が、家譜を作るうえで参照するに相応しく、「職方氏」は『世譜』もしくは『世本』の誤りであらう。

④「河東裴氏系図」を作成するにあたり、『裴氏家譜』の他に、『三國志』卷二三・魏書・裴潛伝、『晋書』卷三五・裴秀伝、同書卷一〇九・慕容廆載記、同附裴嶷伝、『魏書』卷八八・良史・裴佗伝、『北史』卷三八・裴佗伝、『新唐書』卷七一上・宰相世系表・裴氏・世説「新語」上卷上・德行第一・注所引「晉諸公贊」、同書上卷上・言語第二・注所引「晉惠帝起居注」、同書上卷下・文學第四・注所引「晉諸公贊」、「永嘉流人名」、同書中卷上・雅量第六・注所引「晉諸公贊」、同書中卷下・品藻第九・注所引「晉百官名」、「王朝目錄」、「晉諸公贊」を参照した。また、『裴氏家譜』の他に、次の河東裴氏を扱った先行研究も参照した。周徵松氏前掲諸論文、矢野主税「唐初の貴族政

治について」（『東方学』九、一九五四年）、同「裴氏研究」（『社会学論叢』一四、一九六五年）、趙超編著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局、一九九八年）、藏中進「隋使裴世清の周遊——付、裴鴻墓誌のこと」（『大阪市立大学文学部創立五十周年記念国語国文学論集』和泉書院、一九九九年）、鄭冬珍・衛文章「唐「裴氏墓誌」考」（『文物世界』二〇〇七年二期）。なお、提示した系図では、『裴氏家譜』に誤りがあると考えられる箇所は、使用した諸史料や先行研究によって訂正してある。

⑤裴居道については、『旧唐書』卷八六及び『新唐書』卷八一の孝敬皇帝弘附裴居道伝参照。

第二章 『裴氏家譜』から見た『貞観氏族志』の体例

第一節 「貞観氏族志」に登載された氏族各家の範囲と代表者の選出条件

『裴氏家譜』からは、『貞観氏族志』で河東裴氏を代表して等級が付された裴漢（東眷・第二等）・裴懷節（東眷・第四等）・裴神安（西眷・第四等）・裴世矩（西眷・第三等）・裴世清（中眷・第四等）ら計五名の等級と系譜を知ることができる。裴氏とすでに知られている崔民幹（博陵崔氏第二房・第三等）の事例について、『貞観氏族志』で家格を決定する基準となった彼らの系譜・官爵を等級の高い順に整理したのが、表1「『貞観氏族志』に登載された氏族の代表者一覧表」である。本章では表1に基づいて、『貞観氏族志』の体例を明らかにしたい。

まず、本節では、『貞観氏族志』に登載された氏族各家の範囲と代表者の選出条件について考察したい。表1「官爵」の項によって、各代表者の『貞観氏族志』が編纂された貞観六年～十二年（六三四～六四〇）正月頃の経歴をみると、No.2 裴世矩は貞観元年（六二七）に戸部尚書在任中に卒した。No.4 裴懷節は工部侍郎もしくは太子少詹事在任中であつた。

表1 『貞観氏族志』に登載された氏族の代表者一覧表

No	名前	等級	系譜	保有官品	官爵（官品） ⁽¹⁾ 【出典】
1	裴漢 （景漢）	二	東眷裴	九命 （従一品）	北周車騎大將軍（九命）・儀同三司（九命）・司車路下大夫（正四命）・贈晉州刺史（八～正六命）【『周書』卷34、 『北史』卷38】
2	裴世矩	三	西眷裴	正三品	侍中（正三品）・戸部尚書（正三品）・安邑県公（従二品）・贈絳州刺史（貞観元年卒）【『隋書』卷67、 『旧唐書』卷2、同卷63、 『新唐書』卷100】
3	崔民幹	三	博陵崔 第二房	正四品上	黄門侍郎（正四品上）・博陵郡公（正二品）【『資治通鑑』 卷195、 [堀井11] ⁽²⁾ 】
4	裴懷節	四	東眷裴	従四品上～ 正四品上	揚・荆二大都督府司馬（貞観2年、従四品下）→荊州都督府長史（2年以降、従四品上）→工部侍郎（正四品下）→太子少詹事（正四品上）→太常少卿（正四品上）→銀青光祿大夫（従三品）行揚州都督府長史兼越王府長史（貞観13年） ⁽³⁾ 【『裴暗墓誌』 ⁽⁴⁾ 、 『旧唐書』卷39～40地理志】
5	裴世清	四	中眷裴	従四品上	駕部・主客二郎中（武徳7年以前に在任。従五品上）→江州刺史（下州、貞観2年都督（旧総管）府を廃止、以降の任官。従四品上）【『唐尚書省郎官石柱題名考』卷25、 [池田71] ⁽⁵⁾ 】
6	裴神安	四	中眷裴	従四品～ 従五品	安邑通守（安邑郡の設置期間は義寧元～武徳元年。従四品～従五品）。【『北史』卷38、 『旧唐書』卷38地理志、 『新唐書』卷39地理志】

※その他、表を作成するにあたりその他、第1章注③引用の諸文献も参照。

【注】

(1) 官爵は『貞観氏族志』が編纂された貞観6～11年（634～639）頃のもの。官品の典拠は以下の通り。

No1＝『周書』卷24盧辯伝

No2～6＝『唐六典』[『旧唐書』職官志

No6＝内田昌功「隋煬帝期の地方行政改革と通守制度」（『北大史学』36号、1996年）

(2) [堀井11] 拙稿「崔民幹の事跡と『貞観氏族志』」（『東アジア石刻研究』3号、2011年）。

(3) 郁賢皓『唐刺史考全編』（安徽大学出版社、2000年）卷123。

(4) 「裴暗墓誌」については氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総目録（増訂版）』（2009年10月、汲古書院）No934を参照。

(5) [池田71]＝池田温「裴世清と高表仁一隋唐と倭の交渉の一面」（初出1971年、同氏著『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、2002年）。

No.5裴世清は江州刺史となり、No.6裴神安は唐創業間もない武徳元年（六一八）前後に安邑通守となった。
No.3崔民幹は黄門侍郎であった。これらの事例からは、各氏族の代表者が『貞観氏族志』とほぼ同時代の人より選ばれたことが明らかとなる。これは『貞観政要』や新旧『唐書』高士廉伝など既存の文献史料に残される、『貞観氏族志』では家格の基準を唐朝の官品とするという記述を裏付けるものである。
ところが、他の事例と異なりNo.1裴漢のみが北周時代の人である。これはいっ

たい如何なることか。この部分に関しては、『裴氏家譜』の記述に疑問がある。そもそも、裴漢は前述したように、家譜の撰者裴滔の直系の先祖にあたる。そのうえ、第二等という家譜中で一番高い等級が付されている。この家格判定は高祖の宰相裴矩の第三等より高く、唐高祖・太宗期に裴矩以上の高位高官や著名な功臣を輩出していない裴漢の系統がそのような評価を受けたとは考え難い。一般的に家譜とは撰者自身の家柄を誇示するために作られたものであるから、裴滔が自らの系統を他より家格が上であることを示すために、作爲的に高い等級を付けたことは十分に想定できるのである。このように考えると裴漢Ⅱ第二等という家譜の記述を鵜呑みすることはできない。よって、当面は裴漢の事例は参考程度に留めて、他の裴氏と崔民幹の事例を中心にして考察を進めたい。

次に系譜の側面から代表者の資格について考えてみたい。従来、『貞觀氏族志』の等級が、一氏族、すなわち某郡某氏といった郡望に対してのものなのか、あるいは郡望を細分した房（眷）のものなのか判然としなかった。これについて毛漢光氏は、崔民幹の事例を取り上げて、唐初の博陵崔氏で有力の家系は第二房の崔楷・崔孝芬の子孫であったことを指摘し、崔民幹が崔孝芬の曾孫にあたることから、彼を崔孝芬系統の代表者と想定した^⑩。これに従えば『貞觀氏族志』では氏族各房の中でも有力な複数の系統の子孫に等級が付されたということとなる。ところが、既存史料では等級が付された者の事例が崔民幹のみしか残されていないので、史料的に毛氏の説が裏付けられたわけではなく、あくまで推測の域を出なかったのである。

この問題について、『裴氏家譜』は新たな情報を提供してくれる。まず、家譜によれば、河東裴氏の複数人物に等級が付けられているので、一つの郡望に対して一つの等級でないことは明白である^⑪。さらに考察を進めるため、等級が付された裴氏各人の関係を前掲『河東裴氏系図』で確認してみた。中眷裴氏の場合、中眷は始祖裴翁の三子より第一房・第二房・第三房と三系統に分岐する。『貞觀氏族志』の等級は第二房・第三房の末裔である裴神安・裴世清に付されている。ただし、第一房については碑文が磨滅しているため代表者は不明である。系図によれば、やや信頼度の低い裴漢の事例を

含む東眷裴氏の場合においても、中眷裴氏の事例と類似している。東眷は裴冲の子の代で道子と道護の二つ系統に分岐するが、その末裔の裴漢・裴懷節それぞれに等級が付されている。裴氏の事例をふまえると、毛氏の想定が史料的に裏付けられ、『貞観氏族志』では各郡望を細分した房（眷）、その房をさらに細分した房支ごとに代表者を選出して、等級を定めたことが明らかとなるのである^③。

また、周知の如く『貞観氏族志』では唐朝の官品が等級の基準となったので、官品も代表者を選出する上で考慮されなくてはならない。そこで代表者とその房支所属の成員の官品を比較してみると、代表者より高い官品を保有するものは見出し得ない。よって、代表者は同族中で唐朝の最高品階を得た者から選出されたと考えられる。

第二節 『貞観氏族志』における等級の体例

表1では各氏族の代表者の等級・官品・官爵を整理したが、これによって池田温氏が推測されたものよりも、家格の等級と官品の対応関係について詳しく知ることができる。そこで、疑問点が存する裴漢の事例を除いて、等級と官品の対応関係を等級の高い順に見ると次のようになる。

第三等——裴世矩・崔民幹——正三品上—正四品上

第四等——裴懷節・裴世清・裴神安——正四品上—從五品

これは前述の第二等——三品以上という池田説に修正をせまるものである。ただし、この部分は『裴氏家譜』から得られる事例にも問題がある。裴懷節は崔民幹と同じ正四品でありながら、崔は第三等、裴は第四等となっている。このように裴氏の事例をふまえると、正四品が第三等・第四等の何れに対応するのか判然としないのである。この矛盾点をどのようにすれば整合的に理解できるのであろうか。

まず、正四品と等級の対応関係であるが、唐代では三品と四品の間には叙任方式・服制・葬制・恩蔭など各種待遇の面

で厳然たる区別が存在し、周代に擬えて三品以上が「卿」、四品・五品が「大夫」に相当した^④。故に三品と四品が家格において同等となるのは考えにくい。とすれば、正三品上・従三品下が第三等に、正四品上・従四品下が第四等に相当するものと思われる。

しかしながら如上のように理解すると、何故、四品官の崔民幹が第三等になったのかという問題が生じる。これについては、次のように解釈できないだろうか。『貞観政要』巻七・論礼樂によると、太宗は『貞観氏族志』の等級基準について、

須べからく數代已前を論じるべからず、只だ今日の官品・人才を取りて等級を作せ。

と命じている。右に引用したものとほぼ同じ語句が『旧唐書』卷六五・高士廉伝にも見えるが、『貞観政要』で「官品・人才（個人的能力）」とある部分を、『旧唐書』では「官爵」としている。『旧唐書』の記述をふまえれば、『貞観氏族志』では職事官の官品だけでなく封爵の官品も考慮したうえで家格を定めたものと思われる。第四等の裴懷節は無爵なのに對して、崔民幹は博陵郡公（正二品）の爵を保有している。恐らく、爵の有無が両者の等級を分けたと思われる。

以上の考察によつて、第三等が正三品・従三品に相当すること明らかとなったので、第一等・第二等は二品官以上が該当したこととなる。これにより、第二等に三品官以上が位置づけられるとした池田説は修正がせまられることとなる。

さらに詳細な第二等以上の等級と官品の対応關係については、一般の氏族とは異なる待遇を受けた皇室・外戚と信賴度が低い第二等裴漢の事例しか残されていないので、これ以上の考察を進めるのは難しい。ここでは、可能性の一つとして次のような推測をするに止める。第三・四等の官品と等級の対応關係に注目すると、第三等であれば三品、第四等であれば四品となっている。この点を考慮すれば、第二等は正二品・従二品、第一等は正一品・従一品が該当したのではないだろうか。

ところで、第二等以上の体例については、官品を基準に家格が定められた一般氏族のほかに、特別に家格が優遇された

皇室と外戚の事例についても検討しなければならない。池田説では皇族が第一等、外戚である独孤・寶・長孫の三氏が第二等にあたと推測している。しかしながら、この推測には疑義を懐かせる史料が存在するのである。それは唐中葉の系譜学者柳芳が著した「氏族論」^⑤である。「氏族論」には歴代の官撰氏族志や譜字書で「右姓」と見なされた氏族の条件が記されている。

故に江左（南朝）は、氏族を定めるに、凡そ郡の上姓の第一なれば、則ち右姓と爲し、太和（北魏孝文帝の年号）は、郡四姓を以て右姓と爲し、齊（北齊）の浮屠曇剛の『類例』^⑥は凡そ甲門もて右姓と爲し、周（北周）の『建德氏族』は四海の通望を以て右姓と爲し、隋の『開皇氏族』は上品・茂姓を以て則ち右姓と爲す。唐の『貞觀氏族志』は凡そ第一等なれば則ち右姓と爲し、路氏（路敬淳）の『著姓略』^⑦は、盛門を以て右姓と爲し、柳沖の『姓族系錄』（『大唐姓族系錄』）は凡そ四海望族なれば則ち右姓と爲す。

「右姓」とは勢力のある家と言う意味で、「氏族論」で列挙された歴代氏族志の事例によると、全国の氏族の中で、南朝では郡上姓の首位が、北魏孝文帝の姓族詳定では郡四姓が、北周では「四海の通望」（全国的な名声を有する氏族）が、唐の『大唐姓族系錄』では「四海の望族」が、それぞれ「右姓」に認定された。歴代の氏族志では、州郡規模ではなく全国規模で名声が轟いた複数氏族が「右姓」とされたのである。

そこで、『貞觀氏族志』にもどると、「氏族論」によると第一等が「右姓」に認定されたという。もし池田説に従うとすれば、第一等は皇室のみとなつてしまい、これは歴代の「右姓」の用例からしても不自然である。さらに外戚を第二等と想定すると、一般の氏族と異なり特別に皇室に次ぐ家格とされた彼らですら、「右姓」に該当しないこととなる。従つて、外戚は第二等ではなく、第一等（右姓）に繰り上がるのではなからうか。そして、すべての氏族の頂点とされた皇室は、当然、第一等の筆頭に位置づけられたと考えられよう。

以上の考察を改めて整理すると、第一等―皇室・外戚・正一品―従一品、第二等―正二品―従二品、第三等―正三品―従三品、第四等―正四品―従四品という関係が導き出されるのである。

最後に残された課題は、第五等以下と官品の対応関係である。それにあたっては、『貞觀氏族志』に登載された氏族の官品の下限について考えなければならない。これについては記録に残されていないが、高宗の時に『貞觀氏族志』を重修・改訂した『姓氏録』の登載範囲がその手掛かりになる。『旧唐書』卷八二・李義府伝によると、

初め、貞觀中、太宗、吏部尚書高士廉・御史大夫韋挺・中書侍郎岑文本・禮部侍郎令狐德棻ら及び四方の士大夫の門閥を諳練する者に命じて、『氏族志』を修め、勅して百卷と成す。升降去取は、時に允當と稱せらる。諸州に頒下し、藏して永式と爲す。〔李〕義府、其の家代よ名無きを恥じ、乃ち奏して此の書（『氏族志』）を改めんとし、専ら禮部郎中孔志約・著作郎楊仁卿・太子洗馬史玄道・太常丞呂才に委ね重修せしむ。志約ら遂に格を立て云う「皇朝五品の官を得る者、皆士流に升す」と。是に於いて兵卒の軍功を以て五品を致す者、盡く書（『氏族志』）の限に入り、名を更めて『姓氏錄』と爲す。是れ由り搢紳・士大夫多く甄紱を被るを恥じ、皆此の書（『姓氏錄』）を號して「勳格」と爲す。

とある。『姓氏録』では五品官以上を輩出した氏族が登載され、六品以下は対象外とされた。しかも、士と庶は厳しく血統によつて區別されるべきという当時の社会通念を無視して、軍功で五品に成りあがつた庶民階級の兵卒も無差別に登載して士と認定した。そのため、もとより士の階級に属していた「搢紳・士大夫」たちは、彼らと同列となるのを恥じ、『姓氏録』を「勳格」、すなわち出身階級を考慮せずに勲功と官品のみで家柄を決めた書と名付けた。

これに対して『貞觀氏族志』は「允當」（的確）と評価されたので、その登載条件は、『姓氏録』より厳しいものであったと想定される。まず、士庶の區別が『姓氏録』より厳密であり、高品を得たとしても庶の出身であれば容易に登載されなかったと思われる。その登載される氏族の官品の下限もまた、『姓氏録』より低い六品以下とは考えられない。すでに四品が第四等に相当することを明らかにしたので、正五品上から従五品下の氏族が第五等〜第九等に相当したと思われる。第五等以下の詳細な家格と官品の対応関係については、現存史料では実例が残されていないので、これ以上の考察はやめ、今後の新史料の発見に期したい。

① 毛漢光「中古山東大族著房之研究」(初出一九八三年、同氏著『中國中古社会史論』上海書店出版社、二〇〇二年)。

② 周氏前掲「河東裴氏譜牒知見録」では、氏族ではなく個人に付された等級と解釈するが、それは氏族の家格を定めようとした『貞観氏族志』の目的とは合致せず従えない。

③ 『新唐書』卷九五・高俊伝に「然るに姓毎に其の房望を第し、一姓中と雖も、高下縣隔す」とあり、当時の社会通念においても氏族の家格は、姓(郡望)ではなく房ごとに定められていた。

④ 池田温「中国律令と官人機構」(仁井田陞博士追悼論文集編集委員会編『前近代のアジアと法社会』勁草書房、一九六七年)、礪波護「唐の官制と官職」(初出一九七五年、同氏著『唐の行政機構と官僚』中央公論社、一九九八年)を参照。

⑤ 柳芳撰「氏族論」は『新唐書』卷一九九・儒学中・柳沖伝に収録。

第三章 『貞観氏族志』より見た唐朝政権の形成

本章では前章で明らかにした『貞観氏族志』の体例をふまえたうえで、太宗がどのような理念のもとに唐朝政権を形成しようとしたのか考えてみたい。

まず、前章の考察をふまえて『貞観氏族志』の体例を整理すると、表2『貞観氏族志』体例復元案』のようにまとめられる。『貞観氏族志』では、郡望を細分した房支ごとに代表者を選出して家格が定められた。登載されたのは、「士」の系譜を引くことを前提とし、かつ唐朝で五品官以上を輩出した氏族である。等級は九等級に分けられ、皇室李氏が第一等の首位に据えられ、外戚は第一等の次席に序列された。それ以外の一般の氏族については、代表者が保有する官品に応じて等級が定められたと考えられる。この体例は皇室を全氏族の頂点と位置付け、官品秩序のもとに氏族を再編成しようとした太宗の政治路線と合致する。

その内容については、川合安「柳芳『氏族論』と『六朝貴族制』学説」川合安『六朝貴族制』の学説史的研究、平成一七年度、平成一九年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二〇〇八年)を参照。

⑥ 北齊・酈盤剛撰『山東士大夫類例』三卷、山東貴族の系譜と家格を論じた書。『隋唐嘉話』卷下、『唐語林』卷二文学、『太平広記』卷一八四所引『唐国史補』などを参照。

⑦ 路敬淳撰『著姓略記』十巻のこと。路敬淳は則天武后期の太子司儀郎・崇賢館學士で、唐前半期を代表する譜学の大家(『旧唐書』卷一八九下・儒学下、『新唐書』卷一九九・儒学中)。

⑧ 唐代における士庶身分を区別については、前掲仁井田陞「六朝および唐初の身分的内婚制」、「敦煌発見の天下姓望氏族譜——唐代の身分的内婚制をめぐる——」を参照。

表2 『貞観氏族志』体例復元案」

等級	基準
第一等 (右姓)	皇室（李氏） 外戚（独孤氏・竇氏・長孫氏） 正一品（三師三公）～從一品（太子三師）
第二等	正二品～從二品
第三等	正三品～從三品
第四等	正四品～從四品
第五等	正五品上～從五品下の者が該当。品階に応じて等級が決定された。
第六等	
第七等	
第八等	
第九等	

※『貞観氏族志』に登載されるには血統が「士」であることを前提とし、個人の才能・人格も等級を定める際考慮された。

次に『貞観氏族志』に登載された河東裴氏と崔民幹の事例を表二と対照することで、太宗の氏族政策路線を探ってみた。まず、第三等の崔民幹（表1No3）の事例を検討しよう。崔民幹は黃門侍郎（正四品上）・博陵郡公（正二品）の資格で第三等となったが、それは彼より職事官が一階級高い三品の裴世矩（表1No2）と同等である。陳寅恪氏以来、太宗の氏族政策は山東貴族ら旧門閥を抑圧するための政策とみなされてきた。その根拠の一つとして、しばしば言及されてきたのが、『新唐書』巻九五・高俟（高士廉）伝に見える次の記事である。

是れより先、後魏の太和中、四海の望族を定め、〔李〕寶らを以て冠と爲す。其の後、門地を矜尚す。故に『氏族志』は一切之を降す。王妃・主婚は皆、當世の貴名臣の家を取り、未だ嘗て山東の舊族を尚らざる。

これによると、山東貴族は『貞観氏族志』ではすべて降格となつただけでなく、駙馬・王妃の選定からも除外されるなど、差別的な措置が取られたという。たしかに崔民幹は当時の貴族社会での声望を基準とすれば第一等であり、『貞観氏族志』では家格を降格されたことになる。しかし、官品を基準にするのであれば、彼の第三等という評価は穩当である。太宗が山東貴族に対して差別的な措置をしたかどうかは疑わしい。

また、閼隴集團説を継承した先行研究の中には、太宗が山東貴族ら旧門閥に対抗するために、『貞観氏族志』では閼隴集團を優遇したという見解がある。^①その根拠は、外戚の独孤氏・竇氏・長孫氏が皇室に次ぐ優遇措置を受けたことである。何れも北周・隋・唐皇室と代々と通婚関係を結び、高官を輩出した閼隴系の名門である。^②これによって閼隴集團が上位を独占したことになり、閼隴系優位の氏

族序列が定められたと解釈できるという。しかしながら、筆者の復元案によれば、特別に優遇措置をされたのは唐室と外戚のみで、一般の氏族については官品により家格が定められており、この解釈には疑問が残る。

この疑問を一層強くさせるのが、『貞観氏族志』に登載された河東裴氏の事例である。そもそも、河東裴氏は西魏・北周に仕えて高官となった者の子孫が多い。裴懷節（表1 No.4）の祖父裴鴻は西魏・北周に仕えて開府儀同三司・襄州総管府長史・高邑県侯となった（『周書』卷三四・本伝）。裴神安（表1 No.6）の曾祖父裴遂は郷里正平県を糾合して西魏に投じて本郡太守となり、祖父裴文举は北周で南青州刺史となった（『周書』卷三七・本伝）。よって裴懷節・裴神安は閩隴（北周）系の裴氏と見なせる存在である。^③ところが閩隴系の裴懷節・裴神安はともに第四等になったが、各自の官品と等級を照合しても特に優遇措置を受けていない。かえって、第三等となった山東貴族崔民幹や北斉系の裴世矩より低い家格となっているのである。

裴氏の事例を検討すると、『貞観氏族志』で優遇措置を取られたのは皇室・外戚のみで、閩隴集団全体を特別扱いして高い等級を付したわけではないことが裏付けられる。むしろ、『貞観氏族志』では、閩隴・山東・南朝各系統の出自に閩わらず同じ地平に置いて、唐朝の官品を基準にして氏族の等級を定めていた可能性が高いのである。従って、唐初政権では閩隴集団が排他的に政権中枢を独占する方針が採られたとする閩隴集団説は、再検討されるべきであろう。

ところで、上述の太宗の氏族政策を理念的に裏付けたのは、筆者が前稿で述べたところによると、能力主義であった。そこでは、太宗が崔民幹の家格を降格させるように命じた発言の中に、新王朝の体制を支えるべき能力主義的士大夫像を提示した部分があることに注目した。前稿では太宗の理想とする士大夫の特徴について踏み込んだ考察を加えられなかったため、ここで改めて検討を加えたい。太宗の士大夫観については、『旧唐書』卷六五・高士廉伝に見え、その該当部分は次のごとくである。

凡そ朝士（士大夫）に在りては、皆功効顯著にして、或いは忠孝称すべき、或いは学芸通博にして、所以に擢用す。

右と同様の記述は『貞觀政要』巻七・論礼樂にもあり、それは『旧唐書』よりも詳しい。それによると、

且つ大丈夫、能く徳を立て功を立つる有りて、爵位崇重にして、善く君父に事え、忠孝稱すべく、或いは道義は素より高くして、學藝通博なるは、此れ亦た門戸を爲すに足り、天下の士大夫と謂うべし。

とある。二つの記事を合わせて解釈すると、太宗は能力や勲功・官爵の他に「立德」・「忠孝」・「道義」などの倫理観も持つように士大夫に求めている。^⑥そして、太宗は、このような士大夫像と合致する人物を高位高官と拔擢してきたのであり、旧門閥に替わる名門として門戸を立てるべしと主張した。太宗の士大夫像は、能力だけではなく倫理観も兼ね備えている点に特徴があるのである。この太宗の理念は、かつて谷川道雄氏が論じた南北朝時代時代の官吏登用理念である「賢才主義」に通じるものがある。^⑦

谷川氏は、南北朝から隋唐帝国を形成する過程を二つの官吏登用理念、賢才主義と門閥主義の相剋関係を軸にして捉え、最終的に賢才主義が門閥主義を克服し、隋唐形成への原動力となったと論じる。そして、北朝賢才主義の到達点であり、隋唐賢才主義の先駆となった例として、西魏時代に蘇綽が撰した「六条詔書」（『周書』巻二三・蘇綽伝に収録）第四条「擢賢良」を挙げる。この条は、州郡の官吏にどのような人材を充てるべきかを説いたもので、その理想像を以下の如く記す。

昔自り以來、州郡の大吏、但だ門資を取り、多く賢良を擇ばず。末曹の小吏、唯だ刀筆を試すのみ。竝びに志行を問わず。……若し門資の中に賢良を得れば、是れ則ち騏驎を策して千里を取るなり。……若し刀筆の中をして志行を得れば、是れ則ち金相玉質、内外俱に美とし、實に人寶と爲るなり。……今の選舉は、當に資蔭に限らず、唯だ人を得るに在るべきのみ。

谷川氏の成果を参照して、この部分を解釈すると、次のようになる。従来、貴族階級のポストである州郡の大吏は門資（家柄）のみで選び、賢明な人物を採用しなかった。一方、寒門が任ぜられる末端の小吏は実務能力を試して登用するのみであった。両者ともに志行（立派な志と行い）を問うことがなかった。もし門地を持つ者たちより忠義心に厚く賢明な人物を得ることができれば、そして、寒門出身の者たちより実務能力だけでなく志行も体得している人物を見いだせるので

あれば、それは何れも人中の宝とすべき理想的人材であると言えよう。今後の州郡の選挙では門蔭に限らず、賢才を得るべきである。

谷川氏は、「六条詔書」に示された人材像の特徴を、単なる能力主義ではなく、その能力が貴族的な人格や行いによって裏付けられている点に見出した。氏はこれを貴族・非貴族両階層の長所を併せ持った新しい官僚像を打ち出したものとして高く評価する。この蘇綽の人材像は太宗の士大夫像と相通じるものがある。両者ともに才徳兼備の人材を求め、そのうえ反門閥主義の立場を採っている。太宗の人材理念は北朝以来の反門閥・賢才重視の潮流をうけたものである。

この太宗の人材理念は、『貞観氏族志』の体例にも反映されたと考えられる。まず、士大夫の人格的側面は家格の等級付けの基準ともなった。それを示すのが、『貞観政要』巻七・論礼楽にみえる以下の記事である。

乃ち吏部尚書高士廉……らに詔して、姓氏を刊正せしむ。……忠賢なる者は褒進し、悖逆なる者は貶黜し、撰じて『氏族志』と爲す。『貞観氏族志』では忠義心に厚い賢明な者を輩出した家は顕彰して家格を上げ、逆に反逆者を出した場合は降格されたのである。一方、能力的な側面については、前章で引用した『貞観政要』巻七・論礼楽では官品の他に「人才」が等級の基準となったことが明確に述べられている。

そして、最も賢才主義的理念が『貞観氏族志』の体例に反映されたことを示すのは、現王朝の官品が家格決定の最大の根拠となったことである。何故ならば、このような体例を採った背景には、本稿冒頭に引用した『資治通鑑』や前掲『旧唐書』高士廉伝にあるように、太宗が自らの人材理念に従って能力・勲功・人格に応じて高位高官に抜擢してきたという大前提があるからである。

このように、『貞観氏族志』の体例には、賢才主義的理念が貫かれていたのである。太宗はこの理念に基づいて、門地の有無、閥隴（北周）系・山東（北齊）系・南朝系などの出身や系統を問わず、皇帝権力のもとに現王朝の官品によって新たに氏族の序列を再編成した。そこでは能力や勲功に応じて高い官品を獲得さえすれば、旧門閥出身者でも高い家格を

維持することができたし、逆にこれまで旧門閥の下位に位置づけられてきた氏族も家格を上昇させることができた。太宗は氏族政策を通じて、特定の系統の氏族に偏重しない、新統一王朝に相応しい普遍的な体制を構築したのである。この太宗が目指した理想的士大夫に支えられた体制は、谷川道雄氏の所謂「新貴族制」の特徴ともよく符合するのである。^⑤

① 汪錢氏、愛宕氏前掲論文。および趙克堯『氏族志』与唐太宗的閥隴門閥觀（初出一九八四年、同氏著『漢唐史論集』復旦大学出版社、一九九三年）を参照。

② 唐初の外戚については、宋德慈『試論唐代前期的代北外戚家族——以独孤氏・竇氏及長孫氏為中心』（同氏著『唐史識小』稻郷出版社、二〇〇九年）を参照。

③ 北魏の東西分裂から隋初の河東裴氏の動向については、毛漢光『北朝東西政権之河東爭奪戰』（初出一九八七年、同氏著『中国中古政治史論』上海書店出版社、二〇〇二年）を参照。

④ 裴世矩は唐に仕える以前に、北齊で高平王文学となり、隋では黃門侍郎・右光祿大夫となった（『隋書』卷六七・本伝）。

⑤ 前掲拙稿「崔民幹の事跡と『貞観氏族志』」。

おわりに

本稿では、唐・裴涪撰『裴氏家譜』に見える裴氏五名の系譜・官爵・等級を手掛かりに『貞観氏族志』の体例を復元して太宗の氏族政策について考察を加え、太宗がどのような理念のもとに唐朝政権を形成しようとしたのかについて論じてみた。その結論を改めてまとめると、次のようになる。

(一) 『貞観氏族志』では、一郡望を分けた房（眷）をさらに細分した房支ごとに代表者を選出して、氏族の家格を定めた。各代表者は、唐朝の最高品階を取得した者である。官品と等級の対応関係を具体的に示すと表2のようにな

⑥ 趙克堯・許道勳『唐太宗伝』（人民出版社、一九八四年）第七章「任賢致治」では、太宗の人材論を諸史料から抽出し、彼が求めたのは「才行俱兼」（才能と徳行の兼備）の人材であったことを論じる。

⑦ 谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（初出一九五九年、同氏著『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房、一九九八年）、同氏「西魏「六条詔書」における士大夫倫理」（初出一九六七年、同氏著『中国中世社会と共同体』国書刊行会、一九七六年）。

⑧ 「新貴族制」については、谷川道雄「周末隋初の政界と新旧貴族」（初出一九六七—一九六八年、前掲書『隋唐帝国形成史論』所収）、同「貞観政風の一研究」（『日野開三郎博士頌寿記念論集中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店、一九八七年）を参照。

る。

(二) 表2で復元した『貞観氏族志』の体例をふまえて、裴氏と崔民幹の等級について、彼らが保有する官品を勘案して考察すると、その家格は極めて穏当な評価が下されていた。ここからは太宗が閹隴集團・山東貴族・南朝貴族など出自・系統を問わず同じ地平に置き、唐朝の官品を基準にして、氏族の序列を定めたことが読み取れる。

(三) 『貞観氏族志』で官品及び忠孝・德行などの士大夫的倫理を家格の基準とした背景には、南北朝以来の反門閥主義の潮流を受けた賢才主義的理念が存在する。太宗はその理念に基づいて、閹隴集團のみに偏重しない普遍的な体制を構築しようとした。従って、閹隴集團が政権中枢部を排他的に独占したとする閹隴集團説は再検討が必要である。

右に論じた太宗によって構築された体制で注目されるのは、士庶を厳密に区別して支配階級たる「士」を輩出する氏族を認定することで、新王朝を構成する支配集團の範囲を限定したことである。いわば、一種の貴族制が新王朝の体制を支える柱として導入されたのである。この点について、先行研究では消極的な評価を下して、太宗が旧時代の遺制を引き摺ったもの、あるいは、門閥貴族制から律令官僚制、そして宋代の集権的官僚制へ向かう過渡期にあらわれた現象、と位置付けているが、果たしてそうであろうか。

本稿で論じたところによれば、太宗は賢才主義の理念に基づいて氏族政策を推進している。この政策路線の先達として、南朝梁の武帝による天監の改革を挙げることができる。安田二郎氏によると、武帝は『百家譜』の編纂を通じて士庶を区別し、その一方で賢才主義に基づいて官制改革を行うことで、国家権力のもとに南朝門閥貴族体制の再編を図った^①。しかしながら、武帝と太宗の氏族政策は、ともに賢才主義的理念に則って皇帝権力のもとに貴族制度を改革しようとしたものであるが、両者には氏族の家格付けの方針において根本的に異なる点が存在する。武帝は二流貴族や寒門に官界進出の門戸を開いたが、氏族の家格については特に大きな改変を加えた形跡はなく、貴族社会で長年培われてきた門閥序列を追認

したと思われる。これに対して、太宗は現王朝の官品によって旧来の門閥序列を根本的に改めた。太宗のほうがより強力に皇帝權力を貴族社会に浸透させようと試みているのである。そこからは太宗が従来の門閥貴族制を改革しようという姿勢が見て取れるのであつて、南北朝に引き続いて士庶の別を存続させたからといって、一概に過去の遺制を引き摺ったとは言えない。むしろ、南北朝以前の門閥序列を清算し、より普遍的な体制を構築するために賢才主義的理念に基づく貴族制を積極的に施行したのではなからうか。

太宗が家格改変を断行できたのは、隋の天下統一と郷官廃止を契機として貴族層が郷里より両都（長安・洛陽）へ移住し、郷里社会の基盤を放棄して官僚貴族化したという社会的変化にもよる。門閥貴族層は南北朝に比して国家への依存度を強めており、その勢力も後退しつづつたのである。それにも関わらず、太宗の士庶を区別していくという氏族政策の方針は高宗『姓氏録』・玄宗『大唐氏族系録』にも継承され、唐朝前半期の国家体制に大きな影響を与えたのである^③。もし、唐朝が単に門閥貴族制を皇帝權力のもとに屈服させ律令官僚制を打ち立てるためのみに氏族政策を推進したのであれば、このように繰り返して官撰氏族志を重修する必要はない。その背後には、国家体制として律令官僚制に並立して、士庶を分別して支配階層を固定していくという一種の貴族制を存続させなくてはならない時代背景が存在したはずである。太宗の氏族政策が契機となつて構築されたかかる体制は、唐前半期に一貫して維持されたのであり、ここに唐朝政權の特質が見出せるのではなからうか。

近年、氣賀澤保規氏は、隋唐政權、ひいてはその社会の特質を貴族制度と律令制（ここには官僚制も含まれる）に見出し、前者が後者を包み込む柔構造を備えていたと指摘し、そのうえで貴族制・貴族の特質が当該時代に果たした役割を再評価している。この氏のいう唐代貴族制を裏付けたのが本稿で考察した『貞観氏族志』を嚆矢とする官撰氏族志であつた。この氏の提起をふまえるのであれば、先行研究のように律令官僚制と貴族制を対立するものととらえるのではなく、両者を並立せしめた国家体制の構造や社会背景を明らかにしていくことが、新たな唐朝政權の理解につながっていくのではな

ろうか。^④

① 安田二郎「梁武帝の革命と南朝門閥貴族体制」(初出一九七〇年、同氏著『六朝政治史の研究』京都大学出版会、二〇〇三年)、なお、天監の改革における賢才主義の実態については、安田論文の他に、宮崎市定『九品官人法の研究——科挙前史——』(初出一九五六年、中央公論社、一九九七年)、榎本あゆみ「梁の中書省人と南朝賢才主義」(『名古屋大学東洋史研究報告』一〇、一九八五年)、野田俊昭「梁時代、士人の家格意識をめぐって」(『東洋史研究』五七巻一号、一九九八年)も参照。

② 「官僚貴族」については、礪波護「中世貴族制の崩壊と辟召制」(初出一九六二年、同「唐宋の変革と官僚制」中央公論新社、二〇一年)、同「貴族の時代から士大夫の時代へ——宋代士大夫の成立——」(初出一九六八年、前掲「唐の行政機構と官僚」を参照。その他、当該時期の貴族層の移住と存立基盤の変化について論じたものとして、毛漢光「従士族籍貫遷移看唐代士族中央化」(初出一九八一年、

同著『中国中古社会史論』上海書店出版社、二〇〇二年)、長部悦弘「隋の辟召制廃止と都市」(『東洋史研究』四四巻三号、一九八五年)、愛宕元「唐代范陽盧氏研究——婚姻関係を中心に——」(川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年)、室山留美子「隋開皇年間における官僚の長安・洛陽居住——北人・南人墓誌記載の埋葬地分析から——」(『都市文化研究』二二、二〇一〇年)などを参照した。

③ 唐前半期の氏族政策の変遷については、前掲池田温「唐朝氏族志の一考察——いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって——」(前掲吉岡真「八世紀前半における唐朝官僚機構の人的構成」、同「隋・唐前期における支配階層」を参照。

④ 前掲氣賀澤保規氏『中国の歴史〇六 絢爛たる世界帝国 隋唐時代』終章「唐宋変革の理解にむけて」。

【付記】 本稿は二〇一一年八月二二～二三日に開催された唐代史研究会二〇一一年夏期シンポジウム「隋唐帝国——形成・影響・本質」での口頭報告に基づくものである。それに先立つ二〇〇九年九月三日、「聞喜裴氏家譜序碑」の実地調査を行ったが、その際には、衛文革(運城市文物局)・裴建民(聞喜県文物局、河東裴氏末裔)両先生に便宜を図っていただいた。両先生を紹介して下さった上に、同行いただいた衛麗(明治大学大学院・博士後期)氏、同じく調査に同行協力して下さった江川式部(明治大学商学部兼任講師)氏に大変お世話になった。また、口頭報告の際には、列席の諸先生方に様々な教示を賜った。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

(陝西師範大学高級進修生)

The Formation of the Tang Dynasty and Taizong's Policies Towards
the Aristocracy: Based on the *Peishijiapu* 裴氏家譜 Edited by Pei
Tao 裴滔 and Cited in the "*Peishixianggong-jiapuzhibei*
裴氏相公家譜之碑" Stele Edited by Liu Ruoxu 劉若虛

by

HORII Hiroyuki

According to the Guan-Long group (關隴集團) theory by Chen Yinke 陳寅恪, three clan lineages constituted the ruling elite at the beginning of the Tang dynasty, which was established in the early 7th century: namely, the Guan-Long group, the Shandong 山東 aristocracy, and the Southern Dynasty aristocracy, with the Guan-Long group oppressing and excluding the other two to gain central command of the government. Previous studies have discussed the nature of the Tang dynasty based on the constitution of the ruling group, but have tended to disregard the ideals supporting the basis of the dynasty's regime.

This paper will focus on the *Zhenguan-shizuzhi* 貞觀氏族志, which was compiled by the second emperor Taizong 太宗 as he attempted to establish the dynasty's ruling group. The *Zhenguan-shizuzhi* distinguishes the ruling class *shi* 士 from the subordinate class *shu* 庶, and legitimized the clans that produce the *shi*. Furthermore, it ranks the imperial house at the top, and the other clans based on the Tang official rank system, *guanpin* 官品. Through this effort, Taizong attempted to instill imperial rule and the *Lǜlǐng* 律令 bureaucratic system into aristocratic society, and to correct the contemporary situation where the former elite clans such as the Shandong aristocrats maintained a reputation that overshadowed even that of the imperial house, despite their political decline. Thus, the ranking of clans presented in the *Zhenguan-shizuzhi* most likely represents the state of the ruling class held ideal by Taizong.

How then, does the *Zhenguan-shizuzhi* actually rank the clans? Little historical material remains regarding this point, and much is unknown. The paper will here focus on the *Peishijiapu* 裴氏家譜, which was edited by Pei Tao 裴滔 (Tang dynasty) and carved on the Jin-dynasty stele

“*Peishixianggong-jiapuzhibei*” 裴氏相公家譜之碑, for further insight.

The *Peishijiapu* is the record of family lineage featuring one of the leading clans of the Wei-Jin Southern and Northern Dynasties and the Sui-Tang Dynasties, the Hedong 河東 Pei 裴 clan. The record shows the lineage and the clan classes (*dengji* 等級) of the 5 members of the Hedong Peis whose names appear in the *Zhenguan-shizuzhi*. Based on these accounts, this paper recreates the order of the clans featured in the *Zhenguan-shizuzhi*, focusing especially on the correspondence between the official ranks and the clan classes. As a result, I was able to reveal that the imperial house and its maternal relatives were placed in the highest level of the first class (第一等), and the other clans holding the official ranks above the 5th (五品) were assigned first through 9th classes (第一等-九等), according to their respective official ranks.

Then in an attempt to grasp Taizong's policies towards the aristocracy, I compared the above reconstructed order of the clans with the clan classes of the 5 Peis and a leading member of the former elite aristocracy, Cui Ming'an 崔民幹, and it thus became clear that the *Zhenguan-shizuzhi* is premised on a view that treats the clans equally by disregarding their origin or lineage, and then makes fair assessment of their clan classes based on the Tang official ranks. Behind this policy was the “ideal of valuing individual talent” (賢才主義), which considers that only the scholar gentry (*shidafu* 士大夫) who were equipped not only with the necessary abilities but also with ethics such as loyalty (*zhongxiao* 忠孝), were worthy of the higher official ranks and the prestige of noble pedigree. Based on this ideal, Taizong constructed a universal framework that avoided disproportionate allotment of power to the Guan-Long group.

The political framework at the beginning of Tang as stated above deployed what one may view as a sort of aristocracy, where in a continuation from the Southern and the Northern dynasties, the *shi* and the *shu* were distinguished. Taizong's policies towards the aristocracy were inherited to Gaozong 高宗, and the first half of Tang saw the continuation of the situation where the *Lüling* bureaucracy coexisted with the aristocracy. Although previous studies have regarded the *Lüling* bureaucratic system as opposed to aristocracy, this paper proposes that considering the political framework that enabled the coexistence of bureaucracy and aristocracy the very essence of Tang dynasty would allow for a newer and better understanding of the Tang regime.